

総量削減義務と排出量取引制度における排出量取引運用ガイドライン
2025（令和7）年4月版からの主な改正内容

改正内容	改正理由
軽微な修正	・より分かりやすいものとするための変更・追記 ・時点の修正 等

主な改正内容の詳細は次ページ以降参照

37	<p>④管理口座の開設、登録情報の確認 ⇒「システム操作マニュアル」5（指定管理口座向け）（1）自らの口座情報を参照</p>	<p>④管理口座の開設、登録情報の確認 ⇒（関連資料）「システム操作マニュアル（口座保有者）」30～33 ページ</p>
37	<p>④管理口座の開設、登録情報の確認 ●総量削減義務と排出量取引システムで参照できる指定管理口座の情報枠内 ・オンライン提出機能の有無（申請書アップロードボタンの有効化） 枠外 ⇒「システム操作マニュアル」5（指定管理口座向け）全般</p>	<p>④管理口座の開設、登録情報の確認 ●総量削減義務と排出量取引システムで参照できる指定管理口座の情報枠内 ・オンライン提出利用希望届出の有無 枠外 ⇒（関連資料）「システム操作マニュアル（口座保有者）」30～45 ページ</p>
41	<p>③ 変更状況の確認 ⇒「システム操作マニュアル」5（指定管理口座向け）（1）自らの口座情報を参照</p>	<p>③ 変更状況の確認 ⇒（関連資料）「システム操作マニュアル（口座保有者）」30～33 ページ</p>
43	<p>④ 口座管理者の登録（登録抹消）の確認 ⇒「システム操作マニュアル」5（指定管理口座向け）（1）自らの口座情報を参照</p>	<p>④ 口座管理者の登録（登録抹消）の確認 ⇒（関連資料）「システム操作マニュアル（口座保有者）」30～33 ページ</p>
43	<p>(5) 口座簿利用者番号及び暗証番号を忘れた場合等の手続 口座簿利用者番号若しくは暗証番号を忘れた場合又は 2016（平成 28）年 10 月 1 日以前に口座簿利用者番号及び暗証番号の発行を受けていなかった者が発行を希望する場合は、「口座簿利用者番号等通知申請書」により申請することで、口座簿利用者番号の通知及び暗証番号の（再）発行を受けることができる。 <u>なお、オンライン提出利用許可がされている口座における口座簿利用者番号がわかっており、暗証番号の再発行のみを希望する場合は、総量削減義務と排出量取引システムのログイン画面で暗証番号の再発行を行うことができる。ただし、再発行にはオンライン開始時に申請した「オンライン提出時に使用するメールアドレス」の入力が必要となる。</u> ⇒「システム操作マニュアル」4（共通）（5）パスワード再発行について</p>	<p>(5) 口座簿利用者番号及び暗証番号を忘れた場合等の手続 口座簿利用者番号若しくは暗証番号を忘れた場合又は 2016（平成 28）年 10 月 1 日以前に口座簿利用者番号及び暗証番号の発行を受けていなかった者が発行を希望する場合は、「口座簿利用者番号等通知申請書」により申請することで、口座簿利用者番号の通知及び暗証番号の（再）発行を受けることができる。</p>

51	<p>ウ 削減量口座簿（電子システム）を介した口座情報の参照</p> <p>●参照できる情報</p> <p>枠内</p> <p>・<u>オンライン提出機能の有無（申請書アップロードボタンの有効化）</u></p> <p>枠外</p> <p>⇒「<u>システム操作マニュアル</u>」6（一般管理口座向け）</p>	<p>ウ 削減量口座簿（電子システム）を介した口座情報の参照</p> <p>●参照できる情報</p> <p>枠内</p> <p>・オンライン提出利用希望届出の有無</p> <p>枠外</p> <p>⇒（関連資料）「システム操作マニュアル（口座保有者）」46～51 ページ</p>
54	<p>③ 変更状況の確認</p> <p>⇒「<u>システム操作マニュアル</u>」6（一般管理口座向け）（1）<u>自らの口座情報を参照</u></p>	<p>③ 変更状況の確認</p> <p>⇒（関連資料）「システム操作マニュアル（口座保有者）」46～51 ページ</p>
61	<p>ウ 一般管理口座の関連付けの解除</p> <p><u>図 2-3-9-2</u></p>	<p>ウ 一般管理口座の関連付けの解除</p> <p>図 2-3-9 の 2</p>
62	<p>(6) 口座簿利用者番号及び暗証番号を忘れた場合の手続</p> <p>口座簿利用者番号又は暗証番号を忘れた場合は、「口座簿利用者番号等通知申請書」により申請することで、口座簿利用者番号の再通知又は暗証番号の再発行を受けることができる。</p> <p><u>なお、オンライン提出利用許可がされている口座における口座簿利用者番号がわかっており、暗証番号の再発行のみを希望する場合は、総量削減義務と排出量取引システムのログイン画面で暗証番号の再発行を行うことができる。ただし、再発行にはオンライン開始時に申請した「オンライン提出時に使用するメールアドレス」の入力が必要となる。</u></p> <p>⇒「<u>システム操作マニュアル</u>」4（共通）（5）<u>パスワード再発行について</u></p>	<p>(6) 口座簿利用者番号及び暗証番号を忘れた場合の手続</p> <p>口座簿利用者番号又は暗証番号を忘れた場合は、「口座簿利用者番号等通知申請書」により申請することで、口座簿利用者番号の再通知又は暗証番号の再発行を受けることができる。</p>
66	<p>表 2-3-11 クレジット等の発行に係る諸規定（指定管理口座への発行）</p> <p>（表中「超過削減量」「申請による発行」「発行及び申請期限」の枠内）</p> <p>削減義務期間の途中で発行可能量がある場合は、任意に発行申請を行うことも可能である。この場合、地球温暖化対策計画書提出期限（<u>原則 11 月末日</u>）から当該年度の地球温暖化対策計画書の審査終了までは申請を行うことはできない。・・・</p>	<p>表 2-3-11 クレジット等の発行に係る諸規定（指定管理口座への発行）</p> <p>（表中「超過削減量」「申請による発行」「発行及び申請期限」の枠内）</p> <p>削減義務期間の途中で発行可能量がある場合は、任意に発行申請を行うことも可能である。この場合、地球温暖化対策計画書提出期限の 11 月末日から当該年度の地球温暖化対策計画書の審査終了までは申請を行うことはできない。・・・</p>

66	表2-3-11 クレジット等の発行に係る諸規定（指定管理口座への発行）必要書類 <u>※2（黒字）</u>	表2-3-11 クレジット等の発行に係る諸規定（指定管理口座への発行）必要書類 <u>※2（赤字）</u>
70	④ クレジット等の発行記録の確認 ⇒ <u>「システム操作マニュアル」5（指定管理口座向け）及び6（一般管理口座向け）（2） 自らの口座の保有クレジット残高を参照</u>	④ クレジット等の発行記録の確認 ⇒（関連資料）「システム操作マニュアル（口座保有者）」34、49ページ
71	(3) 超過削減量の発行申請が可能な期間と発行可能量 ・・・ただし、この場合も、初年度と2年度目の合計排出量及び初年度と2年度目の省エネ及び再エネ（ワサト・ワサト）による削減割合に基づいて発行可能量は算定されるので、2年度目も一定の省エネ及び再エネ（ワサト・ワサト）による削減があれば、初年度の削減量を超過削減量として発行できるが、 <u>2年度目の削減が初年度ほど進まなかったときに、発行可能量が減少する可能性又は発行できなくなる可能性がある。削減計画期間の最終年度終了後において生じる削減不足量が、削減計画期間途中で発行可能量分の超過削減量の発行に由来するものであっても、義務履行に不足する削減量はクレジット等で義務充当する必要が生じるため、削減計画期間の途中で超過削減量の発行申請には留意が必要である。</u>	(3) 超過削減量の発行申請が可能な期間と発行可能量 ・・・ただし、この場合も、初年度と2年度目の合計排出量及び初年度と2年度目の省エネ及び再エネ（ワサト・ワサト）による削減割合（平均値）に基づいて発行可能量は算定されるので、2年度目も一定の省エネ及び再エネ（ワサト・ワサト）による削減があれば、初年度の削減量を超過削減量として発行できる。2年度目の削減が初年度ほど進まなかったときに、発行可能量が減少する可能性又は発行できなくなる可能性があるということである。
75、 76	④（一般管理口座間の移転のみ）移転記録（未完了）の確認 ⑤（一般管理口座間の移転のみ）クレジットの移転実行 ⑥ クレジットの移転記録（完了） ⇒ <u>「システム操作マニュアル」6（一般管理口座向け）（3） 自らの口座の取引履歴を参照及び（7） 自らのクレジット移転を確定</u>	④（一般管理口座間の移転のみ）移転記録（未完了）の確認 ⑤（一般管理口座間の移転のみ）クレジットの移転実行 ⑥ クレジットの移転記録（完了） ⇒（関連資料）「システム操作マニュアル（口座保有者）」61～69ページ
76	⑦ クレジットの移転記録（完了）の確認 ⇒ <u>「システム操作マニュアル」5（指定管理口座向け）及び6（一般管理口座向け）（2） 自らの口座の保有クレジット残高を参照</u>	⑦ クレジットの移転記録（完了）の確認 ⇒（関連資料）「システム操作マニュアル（口座保有者）」31～34、43～46ページ
79	③ クレジットの増加記録の確認 ⇒ <u>「システム操作マニュアル」6（一般管理口座向け）（2） 自らの口座の保有クレジット残高を参照</u>	③ クレジットの増加記録の確認 ⇒（関連資料）「システム操作マニュアル（口座保有者）」49ページ

82	④ クレジットの減少記録の確認 ⇒ <u>「システム操作マニュアル」6 (一般管理口座向け) (2) 自らの口座の保有クレジット残高を参照</u>	④ クレジットの減少記録の確認 ⇒ (関連資料)「システム操作マニュアル (口座保有者)」49 ページ
85	③ クレジット等の義務充当記録の確認 ⇒ <u>「システム操作マニュアル」5 (指定管理口座向け) (4) 自らの事業所の義務履行状況を参照</u>	③ クレジット等の義務充当記録の確認 ⇒ (関連資料)「システム操作マニュアル (口座保有者)」38～45 ページ
86	(3) 義務の履行に利用しなかったクレジット等の取扱いについて (2020 (令和 2) ～2024 (令和 6) 年度) 内に <u>創出され、その後</u> 発行されたクレジット等は、第 4 計画期間 (2025 (令和 7) ～2029 (令和 11) 年度) の整理期間の終了時 (2031 (令和 13) 年 9 月末日) まで持ち越し、第 4 計画期間の削減義務の履行に利用することができる(「図 2-3-19 クレジット等の有効期限」を参照)。	(3) 義務の履行に利用しなかったクレジット等の取扱いについて (2020 (令和 2) ～2024 (令和 6) 年度) 内に発行されたクレジット等は、第 4 計画期間 (2025 (令和 7) ～2029 (令和 11) 年度) の整理期間の終了時 (2031 (令和 13) 年 9 月末日) まで持ち越し、第 4 計画期間の削減義務の履行に利用することができる(「図 2-3-19 クレジット等の有効期限」を参照)。
87	(5) 削減義務が履行された場合の手続について ⇒ <u>「システム操作マニュアル」5 (指定管理口座向け) (4) 自らの事業所の義務履行状況を参照</u>	(5) 削減義務が履行された場合の手続について ⇒ (関連資料)「システム操作マニュアル (口座保有者)」38～45 ページ
95	ウ 環境価値の利用方法 (無効化の目的) <u>図 2-3-21-2</u>	ウ 環境価値の利用方法 (無効化の目的) 図 2-3-21 の 2
96	11 オンライン提出 2025(令和 7)年 10 月より、排出量取引に係る一部申請書類は、総量削減義務と排出量取引システムより、オンラインで提出することが可能と <u>な</u> <u>った。</u> オンライン提出の利用開始に当たっては、オンライン提出利用届出書 (紙 (要押印)) を提出することが必要である。東京都にて当該届出書を確認して、 <u>利用開始の通知を行った後、届出者は</u> システムにログインし、オンライン提出が可能な申請書 (押印不要) をシステム上にアップロードすることが可能となる。	11 オンライン提出 2025(令和 7)年 10 月より、排出量取引に係る一部申請書類は、総量削減義務と排出量取引システムより、オンラインで提出することが可能となる予定である。オンライン提出の利用開始に当たっては、オンライン提出利用届出書 (紙 (要押印)) を提出することが必要である。東京都にて当該届出書を確認して、利用開始登録後、システムにログインし、オンライン提出が可能な申請書 (押印不要) をシステム上にアップロードすることが可能となる。
98	① <u>オンライン提出利用届出書の作成</u> <u>■オンライン提出利用届出書及び記入要領等のダウンロード先 URL</u> <u>https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/online_riyoukibou/</u>	① オンライン提出利用希望届出書の作成 <u>■オンライン提出利用希望届出書及び記入要領等のダウンロード先 URL</u> (後日掲載)

102	(6) 見積受付登録事業者 ⇒ <u>「システム操作マニュアル」6 (一般管理口座向け) (4) クレジットの購入・販売希望情報を登録又は変更、(5) クレジット購入・販売事業者 (見積受付登録事業者) を検索</u>	(6) 見積受付登録事業者 ⇒ (関連資料) 「システム操作マニュアル (口座保有者)」 53～59 ページ
113	● 申請手続について Q16 指定管理口座に発行した超過削減量を他事業者へ売却する場合に必要な申請を教えてください。 ■ https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kankyo/creditchoka_202504	● 申請手続について Q16 指定管理口座に発行した超過削減量を他事業者へ売却する場合に必要な申請を教えてください。 ■ https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kankyo/creditchoka_202404
113	● 排出量取引について Q17. 他の事業者と排出量取引を行いたいが、どのような流れで行えばよいですか。 ■ https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kankyo/credithusoku_202504	● 排出量取引について Q17. 他の事業者と排出量取引を行いたいが、どのような流れで行えばよいですか。 ■ https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kankyo/credithusoku_202404
114	● 排出量取引について Q22. 東京都の排出量取引における会計及び税の取扱いについて知りたいです。 下段 URL ■ https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kankyo/seminar2025_06	● 排出量取引について Q22. 東京都の排出量取引における会計及び税の取扱いについて知りたいです。 下段 URL ■ https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kankyo/kaikei202411
全体	<u>オンライン提出利用届出書</u>	オンライン提出利用希望届出書

第4号様式 オンライン提出利用届出書 (指定管理口座)

令和 年 月 日

東京都知事 殿 届出者
住所
氏名 ㊟

法人にあっては名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地

オンライン提出利用届出書(指定管理口座)

排出量取引に関する申請（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の22ほか）を電子にて申請することを次のとおり届け出ます。

口座番号			
事業所の名称			
電 子 申 請 者	属性		
	氏名		
	総量削減義務と排出量取引システムID		
	オンライン提出時に使用するメールアドレス		
通知受領に関する同意欄		<input type="checkbox"/> 通知をオンラインで受領することに同意します。	
添付書類		別添のとおり	
振 替 可 能 削 減 量 等 の 管 理 を 行 う 部 署 等 の 連 絡 先	会社名		
	郵便番号		
	住所		
	所属名		
	担当者名		
	電話番号		
	FAX番号		
	メールアドレス		
	備考		
※受付欄			

第4号様式 オンライン提出利用希望届出書 (指定管理口座)

令和 年 月 日

東京都知事 殿 届出者
住所
氏名 ㊟

法人にあっては名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地

オンライン提出利用希望届出書(指定管理口座)

排出量取引に関する申請（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の22ほか）を電子にて申請することを次のとおり届け出ます。

口座番号			
事業所の名称			
電 子 申 請 者	属性		
	氏名		
	総量削減義務と排出量取引システムID		
	オンライン提出時に使用するメールアドレス		
通知受領に関する同意欄		<input type="checkbox"/> 通知をオンラインで受領することに同意します。	
添付書類		別添のとおり	
振 替 可 能 削 減 量 等 の 管 理 を 行 う 部 署 等 の 連 絡 先	会社名		
	郵便番号		
	住所		
	所属名		
	担当者名		
	電話番号		
	FAX番号		
	メールアドレス		
	備考		
※受付欄			

第5号様式 オンライン提出利用届出書（一般管理口座）

令和 年 月 日

東京都知事 殿 届出者

住所

氏名 ㊞

法人にあっては名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地

オンライン提出利用届出書(一般管理口座)

排出量取引に関する申請（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の22ほか）を電子にて申請することを次のとおり届け出ます。

口座番号		
事業者の名称		
電 子 申 請 者	氏名	
	総量削減義務と排出量取引システムID	
	オンライン提出時に使用するメールアドレス	
通知受領に関する同意欄		<input type="checkbox"/> 通知をオンラインで受領することに同意します。
添付書類		別添のとおり
振 替 可 能 削 減 量 の 管 理 を 行 う 部 署 等 の 連 絡 先	会社名	
	郵便番号	
	住所	
	所属名	
	担当者名	
	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	
	備考	
※受付欄		

第5号様式 オンライン提出利用希望届出書（一般管理口座）

令和 年 月 日

東京都知事 殿 届出者

住所

氏名 ㊞

法人にあっては名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地

オンライン提出利用希望届出書(一般管理口座)

排出量取引に関する申請（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の22ほか）を電子にて申請することを次のとおり届け出ます。

口座番号		
事業者の名称		
電 子 申 請 者	氏名	
	総量削減義務と排出量取引システムID	
	オンライン提出時に使用するメールアドレス	
通知受領に関する同意欄		<input type="checkbox"/> 通知をオンラインで受領することに同意します。
添付書類		別添のとおり
振 替 可 能 削 減 量 の 管 理 を 行 う 部 署 等 の 連 絡 先	会社名	
	郵便番号	
	住所	
	所属名	
	担当者名	
	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	
	備考	
※受付欄		